

自己負担割合について（2割・3割判定基準）

世帯に住民税課税所得^{※1}が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる。

- 課税年度の前年12月31日に世帯主であって同一世帯に合計所得が38万円以下の19歳未満の国民健康保険被保険者がいる場合は、調整控除後の金額となります。

はい

いいえ

国保に加入している70歳以上75歳未満の方の人数が

- 1人の場合・・・収入金額の合計が383万円未満
- 2人の場合・・・収入金額の合計が520万円未満

いいえ

はい

旧国保被保険者^{※2}を含めた収入合計が520万円未満

いいえ

はい

3割 ^{※3}

2割

- ※1 住民税課税所得とは、総所得金額から地方税法上の各種控除後の金額のことで、所得金額とは一般に収入金額から必要経費を差し引いた額のことで。
- ※2 旧国保被保険者とは、後期高齢者医療制度移行に伴い国民健康保険を抜けた方で、後期高齢者医療制度移行後も世帯状況に変更がない方にあたります。
- ※3 ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の総所得金額等から基礎控除後の合計額が210万円以下の場合は2割負担となります。

自己負担割合は8月から翌年7月までは、前年中の住民税課税所得や収入と世帯構成によって決定します。世帯内の異動や所得の変動があった場合は、年度途中でも発効期日まで遡って自己負担割合等が変わる場合があります。

- ※ 遡って2割から3割へ変更になった場合・・・自己負担額の差額を返還していただきます。
- ※ 遡って3割から2割へ変更になった場合・・・自己負担額の差額を請求してください。

お問い合わせ 生駒市役所 国保医療課 国保係
TEL 0743-74-1111(内線 7460～7462) FAX 0743-75-4879